

# (参考資料)平成27年度地域支援事業実施要綱の改正概要

## 1 実施要綱の構成を再編

制度改正により、新たに「新総合事業」及び「包括的支援事業(社会保障充実分)」を追加し、新総合事業の経過措置を踏まえた構成とする。

( 現 行 )

分類	内容
・通則	共通事項
・別記1	旧総合事業
※旧総合事業を実施する市町村	包括的支援事業
	任意事業
・別記2	旧介護予防事業
※旧介護予防事業を実施する市町村	包括的支援事業
	任意事業

※市町村は、旧総合事業の実施の有無で別記1と別記2のいずれかを選択する構成

( 改 正 後 )

分類	内容
・通則	共通事項
新 ・別記1	新総合事業
・別記2	旧総合事業
・別記3	旧介護予防事業
・別記4	包括的支援事業 (地域包括支援センター運営)
新 ・別記5	包括的支援事業 (社会保障充実分) ○在宅医療・介護連携推進事業 ○生活支援体制整備事業 ○認知症総合支援事業 ○地域ケア会議推進事業
・別記6	任意事業

いずれかを選択  
全ての市町村が該当

※市町村は、別記1～3のいずれかと、別記4～6を実施

0

## 2 主な改正内容について

### 別記1 新総合事業

○介護保険法・政令・省令、実施指針、ガイドラインの内容から、市町村の事業実施に必要な内容を集約して記載。

#### ○事業構成

- (1)介護予防・生活支援サービス事業
  - ア 訪問型サービス
  - イ 通所型サービス
  - ウ その他生活支援サービス
  - エ 介護予防ケアマネジメント
- (2)一般介護予防事業
  - ア 介護予防把握事業
  - イ 介護予防普及啓発事業
  - ウ 地域介護予防活動支援事業
  - エ 一般介護予防事業評価事業
  - オ 地域リハビリテーション活動支援事業

実施指針と同じ柱立て  
(類型、事業内容、実施方法、人員・設備・運営基準、単価などを記載)

○介護予防・生活支援サービス事業として共通する事項を総則として整理

人員・設備・運営基準、単価、利用者負担、住所地特例、高額介護予防サービス費相当事業、高額医療合算介護予防サービス費

## 介護予防・生活支援サービス事業の実施要綱見直しのポイント①

### 総則として整理した事項のポイント

#### 【サービスの提供】

- 市町村の直接実施、委託、指定事業者による実施、補助（助成）の提供方法、留意事項等を示しているところ。
- 住民主体の支援については、その自主的な取組や活動を阻害しないよう、実施主体の活動内容については、過去に国庫補助金等から一般財源化された事業も含めて実施を妨げるものではないが、以下の点に留意する必要がある。
  - ・ 地域支援事業交付金の補助（助成）対象範囲は、旧介護予防訪問介護等のサービス内容の範囲内であり、その内容に着目して補助（助成）が可能
  - ・ ボランティアがサービス提供する場合には、その人件費等は補助の対象とすることはできないこと

#### 【単価】

##### ①指定事業者による実施の場合

（単価設定）

→旧介護予防訪問介護等の単価を上限として定める。

→利用1回ごとの出来高で定めることも可能。この場合、月の合計単位が旧介護予防訪問介護等の包括単位以下となるようにする。

（加算）

→市町村独自で加算を定める場合、加算も含めて旧介護予防訪問介護等の包括単位以下とする。

##### ②直接実施、委託及び補助（助成）の場合

→利用者見込み数で除して得た額が、原則、旧介護予防訪問介護等の単価以下となるように設定する。

→保健・医療の専門職により提供される3～6か月の短期間で行われるサービスはこの限りでない。2

## 介護予防・生活支援サービス事業の実施要綱見直しのポイント②

### 各論として整理した事項のポイント

#### 【訪問型サービスD】（介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援や送迎前後の生活支援）

- 実施方法、人員・設備・運営基準、単価は、訪問型サービスB（有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援）に準じる。
- サービス内容と単価については、以下のとおり整理している。
  - (a) 「通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援」  
→移送に関する直接経費は対象とならず、サービスの利用調整の人件費等の間接経費のみが対象。
  - (b) 「通所型サービスや一般介護予防事業における送迎を別主体が実施する場合の送迎」  
→間接経費のほか、ガソリン代等送迎に係る実費等、具体的な対象経費は市町村において判断。

（参考：「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A【平成27年8月19日版】（抄）

問7 訪問型サービスD（移動支援）における利用者の運送に係る部分について、道路運送法の許可又は登録を要するか。

（答）

1 訪問型サービスD（移動支援）において、その利用者の運送に係る部分については道路運送法等関係法令（※）を遵守して行われる必要がある。

市町村が行う訪問型サービスDに対する補助（助成）については、「通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援」のサービスについては当該サービスの利用調整に係る人件費等の間接経費のみを対象にするものであり、移送に関する直接経費を対象としないため、この補助（助成）のみでは運送の対価を収受していないとの判断となるため、許可又は登録は不要である。

一方、通所型サービスや一般介護予防事業における送迎については、訪問型サービスDと整理されているが、送迎を別主体が実施する場合については、補助の具体的な対象経費を市町村において判断するものとされており、補助対象に運送の対価が含まれている場合は、許可又は登録を要する。（同一主体で実施する場合も同様である。）

## 別記2 旧総合事業及び別記3 旧介護予防事業

- 基本的にはこれまでの内容を踏襲
- ただし、
  - ・新しい総合事業の実施を猶予する市町村においても、早期に地域づくりによる介護予防の推進に取り組むことが重要であることから、二次予防事業を実施せずに、一次予防事業に専念することも可能とする。
  - ・一次予防事業においても「地域リハビリテーション活動支援事業」の実施を可能とする。

## 別記4 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)

- 新総合事業の創設に伴い、これまでの「介護予防ケアマネジメント業務」が「第1号介護予防支援事業(事業対象者に係るもの)」に見直されることに伴い、内容を整理。  
(別添1参照)
  - 第1号介護予防支援事業は、要支援者及び事業対象者に対して一体的に実施するものとし、費用についても、総合事業として一括して賄われる。
  - 「第1号介護予防支援(要支援者及び事業対象者に係るもの)」の一部について、指定居宅介護支援事業所に委託ができる。
- 地域ケア会議の法定化に伴い、設置根拠、対象経費等の内容を追加。
  - 市町村が実施する地域ケア会議(地域ケア推進会議)も対象とする。
  - 多職種の参加に係る謝金や旅費についても対象とできることを明確化。
  - ※ただし、地域ケア会議に要する費用については、本事業ではなく、別記5の「地域ケア会議推進事業」として一括計上して交付金の申請を行うこととする。

## 別記5 包括的支援事業(社会保障充実分)

- 法改正により消費税財源を活用して、新たに創設された、「在宅医療・介護連携推進事業」、「生活支援体制整備事業」、「認知症総合支援事業」、「地域ケア会議推進事業」の内容について記載。

## 別記6 任意事業

- 平成27年度予算における対象事業の見直しについて反映 (別添2参照)

4

新しい総合事業の創設に伴う  
「包括的支援事業(地域包括支援センター運営)」に係る業務の変更点について

別添1

旧総合事業、旧介護予防事業を実施する市町村

新しい総合事業を実施する市町村

総合相談支援業務(旧法第115条の45第1項第3号)

権利擁護業務(同項第4号)

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務  
(同項第5号)

介護予防ケアマネジメント(同項第2号)  
※二次予防事業対象者に係るケアマネジメント



総合相談支援業務(新法第115条の45第2項第1号)

権利擁護業務(同項第2号)

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務  
(同項第3号)

第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に  
係るものを除く)(同条第1項第1号ニ)  
※いわゆる基本チェックリスト該当者に係るケアマネジメント

### ＜第1号介護予防支援事業に係る留意事項＞

※新総合事業における、第1号介護予防支援事業は、法第115条の45第1項第1号ニに基づき、要支援者及び基本チェックリスト該当者に対して一体的に実施し、これに要する費用は新しい総合事業の中で一括して賄われる。

※第1号介護予防支援事業(要支援者及び基本チェックリスト該当者に係るもの)の一部について、指定居宅介護支援事業所に委託することができる。

5

制度改正では、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の創設や消費税財源を活用した地域支援事業の充実及び新しい基金(介護分)が創設され、新たな制度・財源を活用して市町村が取り組むことができる事業が拡大する。一方で、これまでの地域支援事業(任意事業)のあり方についての指摘も踏まえ、平成27年度予算において、地域支援事業(任意事業)を以下のように見直す。

## 1 見直しの背景

【新たな制度や財源を活用して市町村が取り組むことができる事業が拡大】

- 新しい介護予防・日常生活支援総合事業  
要支援者等の支援について、介護サービス事業所のほか、NPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築。
- 新しい包括的支援事業(社会保障充実分)  
市町村が主体となって、①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③地域ケア会議の推進、④生活支援の充実・強化に係る事業を実施。
- 地域医療介護総合確保基金(介護分)  
認知症施策、地域包括ケアシステム構築等に資する人材育成のための研修等を実施。

【任意事業のあり方についての指摘】

- 地域支援事業(任意事業)は、様々な事業を行うことができる一方、国の義務的経費(国庫負担金)としての性格を有する事業でもあることから、全ての事業について国の補助事業として行う必要があるのかについて検討が必要。
  - 具体的には、介護保険制度上の上乗せ給付や横出し給付(市町村特別給付)、保健福祉事業、介護予防事業等の他の補助事業、更には地方単独事業との明確な差別化を図るべき。
- ※財政制度等審議会、財務省予算執行調査等により指摘

→社会保障4経費として消費税財源を充当できる事業であることから、使途範囲を明確化する必要がある。

6

## 2 見直しの内容

現行の任意事業においては、実施要綱に記載する事業のほか、地域の実情に応じて様々な事業が実施可能。

### 見直しの考え方

- 地域支援事業(任意事業)として実施できる対象事業を明確化。
- 具体的には、
  - ・新たに創設された介護予防・日常生活支援総合事業、新しい包括的支援事業、新しい基金等で実施すべきもの
  - ・介護給付サービス(保険給付)の上乗せ・横出しとなるものであり、市町村特別給付又は保健福祉事業等により実施すべきもの
  - ・全国での実施率が低いことから、市町村の一般施策等で実施すべきもの
 については任意事業の対象外とし、平成27年度から下記の事業を実施要綱に位置づけることとする。

### 平成27年度以降の地域支援事業(任意事業)の対象事業

(注)具体的な事業内容については、現行の実施要綱又は通知の内容等を踏まえて規定する予定

事項	事業名
介護給付費等費用適正化事業	主要介護給付費費用適正化事業 ①認定調査状況チェック ②ケアプランの点検 ③住宅改修等の点検 ④医療情報との突合・縦覧点検 ⑤介護給付費通知
	給付実績を活用した分析・検証事業
	介護サービス事業者等への適正化支援事業

事項	事業名
家族介護支援事業	認知症高齢者見守り事業
	介護教室の開催
	介護自立支援事業
	介護者交流会の開催
	健康相談・疾病予防等事業

事項	事業名
その他	成年後見制度利用支援事業
	地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業
	福祉用具・住宅改修支援事業
	認知症サポーター養成事業
	介護サービスの質の向上に資する事業
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業
	家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業
	重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業
認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業	

※ 介護用品支給事業については、保険給付の横出しサービスとして市町村特別給付での対応も可能な事業であるが、多くの自治体で実施している状況に鑑み、当分の間、平成26年度に実施している市町村においては当該事業を実施することが可能

※ 重度の要介護者を在宅で介護している家族の慰労等を行うための事業は「介護自立支援事業」において実施が可能

※ 現行の実施要綱又は通知で任意事業の対象としている、「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」、「介護支援ボランティアポイント事業」については、平成27年度以降は新しい総合事業(又は介護予防事業等)の中で実施

7

# 地域支援事業における任意事業の概要

## ○事業の目的

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行う。

## ○事業の対象者

被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者。

## ○事業の内容

地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能であり、具体的には以下に掲げる事業を対象。

介護給付等費用適正化事業	家族介護支援事業	その他の事業
<p>利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施。</p> <p>【主要介護給付等費用適正化事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 認定調査状況チェック</li> <li>② ケアプランの点検</li> <li>③ 住宅改修等の点検</li> <li>④ 医療情報との突合・縦覧点検</li> <li>⑤ 介護給付費通知</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業</li> <li>⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業</li> </ul>	<p>介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護教室の開催 要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした教室の開催</li> <li>② 認知症高齢者見守り事業 地域における認知症高齢者の見守り体制の構築</li> <li>③ 家族介護継続支援事業 家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 健康相談・疾病予防事業</li> <li>イ 介護者交流会の開催</li> <li>ウ 介護自立支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族を慰労するための事業(慰労金)</li> <li>・ 介護用品の支給(H26年度に実施している保険者のみ)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 成年後見制度利用支援事業</li> <li>② 福祉用具・住宅改修支援事業</li> <li>③ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業</li> <li>④ 認知症サポーター等養成事業</li> <li>⑤ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業</li> <li>⑥ 地域自立生活支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業</li> <li>イ 介護サービスの質の向上に資する事業</li> <li>ウ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業(配食・見守り等)</li> <li>エ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業</li> </ul> </li> </ul>